

**N P O**

**(特定非営利活動)法人**

**日本ボーイスカウト浜松第12団**

**最終報告**

**2008年4月4日**

**ボーイスカウト浜松第12団**

**NPO法人化準備特別委員会**

# 目標

---

- ・ 日本ボーイスカウト浜松第1 2団を非営利法人化し、法人格を得る

# 用語について

## ➤ NPO

Non for Profit Organizationの略語で、民間における非営利組織のことを指します。ここでいう非営利（Non for Profit）とは、組織の活動の結果生じた（剰余）利益を組織の構成員に分配（例：株式会社における株主配当）しないことを意味します。

## ➤ 特定非営利活動促進法（NPO法）

特定（17分野）の非営利活動を行う NPO団体に速やかに法人格を付与し、その必要最小限の社会基盤を提供することを目的とした法律

# NPO法人化の利点

- ・ **法人からの寄付が期待できる**  
(尚：個人の相続対象から控除を受けるには2年間の実績後認定NPOとして認定される必要がある)
- ・ **事務所、土地を団体名で賃貸借あるいは保有できる**  
(使用賃貸、個人名借用ではなく、相続等の影響を受けない)
- ・ **口座を団体名で開設できる**  
(会計担当が変わるたびに開設し直す必要なし)
- ・ **NPO法人用割引で購入可能な物がある**  
(EX．ソフトウェアライセンス)

# NPO法人化の留意点

- ・ 複式簿記での会計報告および事業報告を公開する必要がある。
- ・ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを活動の主たる目的にする必要がある。
- ・ 解散する場合の残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡される。(特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等)

# 他の法人化手段

- ・ **社団法人、財団法人は省庁の許可制であり資本金も必要**  
(財団法人ボーイスカウト日本連盟)  
(社団法人ガールスカウト日本連盟)
- ・ **中間法人化は可能**  
但し、登録免許税、法人均等税が必要  
会費も課税対象となる
- ・ **株式会社等営利団体化は可能だが論外**

# NPO法人化の有無

- ・ NPO法人化メリット > 会計・事業報告煩雑さ
- ・ 収益事業を行わなければ、登録税・法人税とも免除であり、不利益は無し

従業員を雇い、指導者派遣等で収入があれば登録税、法人税等の対象となる



法人化メリット最大化、デメリット最小化  
NPO法人化推進

# 定款概要

---

- ・ **名 称**  
**特定非営利活動法人**  
**日本ボーイスカウト浜松第**  
**1 2 団**



# 事業所

---

- 静岡県浜松市中区広沢  
二丁目44番12号407号室  
(金森育成会長宅)

# 事業

青少年に対するボーイスカウト教育実施事業  
ボーイスカウト指導者養成事業  
ボーイスカウトに関する大会等開催事業  
国内外大会への派遣事業  
地域青少年への育成プログラムの実施事業  
行政機関が実施する青少年育成事業への参画並びに支援事業  
その他当法人の目的を達成するために必要な事業  
収益事業は行わない。

# 会 員

- ・ **正会員**

事業または運営に携わるために入会した個人又は団体で、総会における議決権を有する。

- ・ **賛助会員**

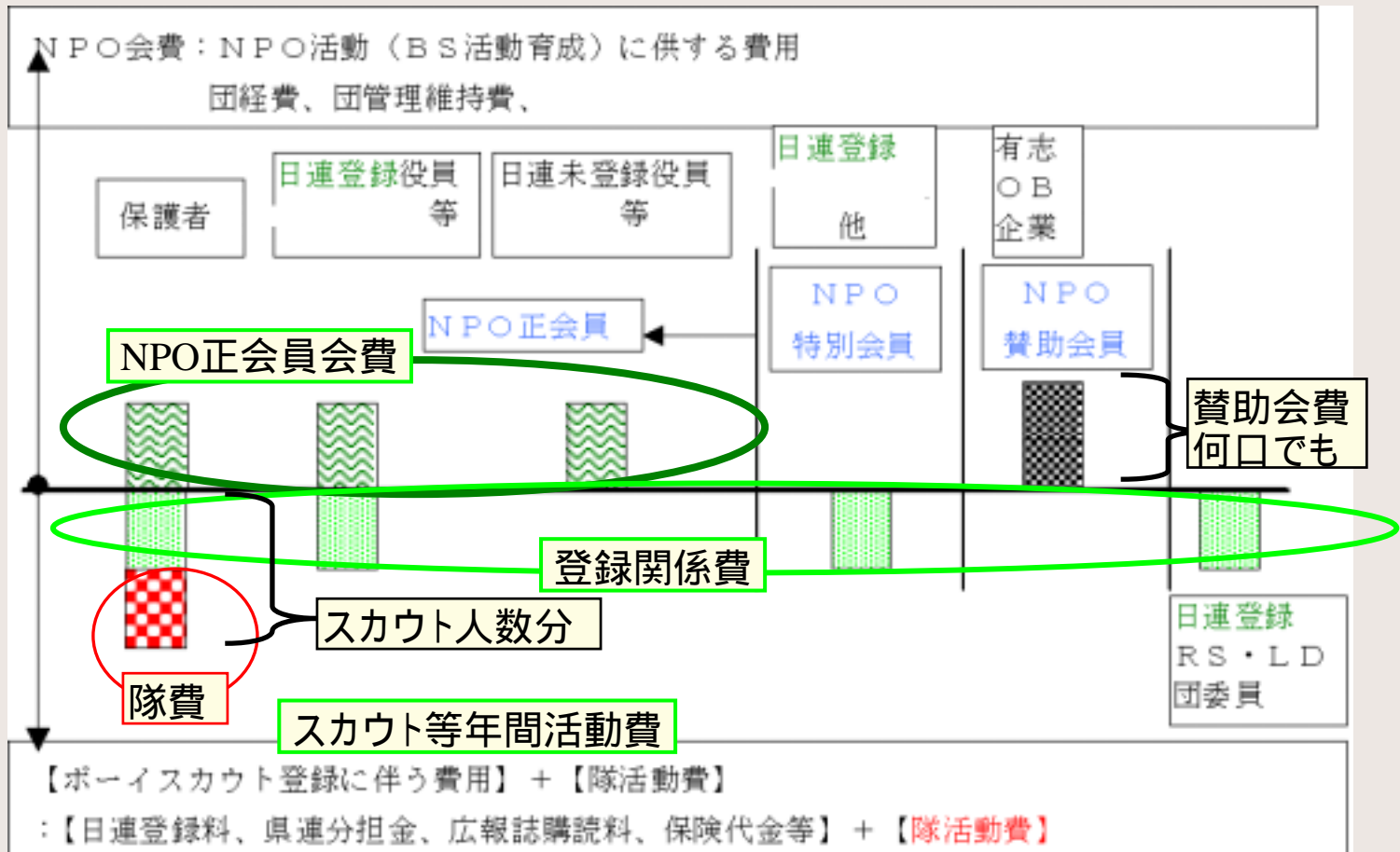
事業を賛助するために入会した個人又は団体

- ・ **特別会員**

功績のあった者又は学識経験者で、特別会員として理事会において推薦された個人

# 会員と会費(案)

個人のボーイスカウト資格および隊経費分、 = 年間活動費  
 他の分(団運営経費、特別会計(団管理維持費等)) = NPO会費



# 入会 と 退会

- ・ 入会を希望する時は別に定める入会申込書により理事長宛申し込む。(既入団者含む)
- ・ 正会員の入会条件  
宗教活動、政治活動を入会の目的としない。  
暴力団又はその構成員でないこと。
- ・ 退会を希望する時は別に定める退会届を理事長に提出する。

# 役員

- ・ **理事長(1人)**  
法人を代表し、業務を統括
- ・ **副理事長(3人以内)**  
理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- ・ **理事(6人以上10人以内 理事長・副理事長含む)**  
理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務の執行を決定
- ・ **監事(1人以上2人以内)**  
理事の業務執行の状況を監査  
財産の状況を監査

# 役員を選出、任期、報酬

- ・ 理事及び監事は総会において選任する。  
(正副育成会長、正副団委員長及び監査委員を推薦)
- ・ 理事長、副理事長は理事の互選による。
- ・ 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- ・ 役員報酬及び費用弁償は無償とする。

# 総会・理事会・事務局・事業年度

- 総会は年1回の通常総会と、必要に応じ開催される臨時総会の二種とする。いずれも正会員を持って構成する。
- 理事会は理事を持って構成し、必要の都度開催される。
- 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、「総会」の議決を経て、理事長が別に定める。
- 事業年度は10月から9月とします。  
(現行どおりです)



# 理事会・総会決定事項

項目	理事会 決定事項	総会決定事 項	備考
定款の変更			法により
解散及び合併			法により
事業計画、収支予算の決定			運用上
事業報告及び収支決算			法により
監事の選任、解任			法により
理事の選任、解任、職務、報酬などの決定			運用上
入会金、会費の額			運用上
借入金等義務の負担、 権利放棄の決定			運用上
事務局の組織、運営に ついての決定			運用上

# スケジュール

## ・ スケジュール上での重要なポイント

準備会 総会 設立発起人

準備委員会から法人設立の臨時育成会総会を経て設立発起人により、設立の趣旨書・定款・事業計画・収支予算などについて検討し、原案を作ります。

申請書類の作成・設立認証申請

役員の就任承諾書・宣誓書、住民票等、設立申請に必要な書類を作成し、申請します。

第1段階

第2段階

第3段階

2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

2008年

新期スタート 通常総会

10月1日からNPO法人としての新しい期が始まります。11月には通常総会を開催し、定款等の承認を受けます。

# 終了

---

お疲れさまでした。m(\_ \_)m